

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようにします。

<対策>

●令和2年度

- ① ～2年12月 現行規定について、法に基づき見直し整備します。
- ② 3年 1月～ 制度を実施します。

目標2：法改正後の育児休業制度や、子の看護休暇の内容の周知や情報提供を行います。

<対策>

●令和2年度～

- ① 社内通知やメールにより周知し、情報を提供します。
- ② 育児休業等の取得対象職員に対し、関係する休暇や制度等を個別に説明し、利用の促進を図ります。

目標3：年次有給休暇の取得促進として、7月1日から9月30日の期間において、年次有給休暇の取得を推奨し、職員の休暇取得に対する意識を高め

<対策>

●令和2年度～

- ① 毎年6月 夏季における年次有給休暇に関して、社内通知やメールにより周知します。
- ② 毎年7月～9月 3か月間の休暇予定表を作成し、休暇取得を促進します。

目標4：年次有給休暇の計画的な取得促進を図り、1年間で最低5日の取得とします。

<対策>

●令和2年度～

- ① 各部署において、年次有給休暇の取得状況を把握します。
- ② 取得していない場合は、時期を指定して管理職から取得するように勧告します。

目標5：時間外勤務の削減または職員の健康確保のため、毎週水曜日をノー残業デー（業務の都合により難しい場合は部署ごとに代替日を設ける。）として実施します。

<対策>

●令和2年度～

- ① 通常業務については、各課、各部署等において事務の簡素化・効率化を進め、残業時間を減らし、定時帰宅を促進します。
- ② ～2年12月 法人内一括管理のための勤怠管理システムの導入に向けて、準備します。
3年1月～ 勤怠管理システムを本稼働します。各課・各部署においてこのシステムを活用していきます。